

～備えあれば安心～ 国民年金情報について

申請・問合せ 町民課 国民年金担当 内線253・453
春日部年金事務所 国民年金課 ☎048 (737) 7112

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が加入して社会全体で支えあう公的な制度です。国民年金には「老齢になったとき」「障害を負ったとき」「死亡したとき」の3つの役割があります。自分のため、家族のためにも、年金について考えてみませんか。

老齢基礎年金 原則65歳になったら受け取る年金	障害基礎年金 病気や事故などで障がい者になってしまったとき受け取る年金	遺族基礎年金 一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金
-----------------------------------	---	---

受給資格期間が足りない… 受け取る年金額を増やしたい…

<p>年金受給3年目からメリットがでる</p> <h3>「付加年金制度」</h3> <p>毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金にプラスして納めた月数×200円の付加年金が受け取れます。 ★付加年金と国民年金基金に、同時加入することはできません。</p>	<p>60歳以降でも年金保険料を支払うことができる</p> <h3>「任意加入制度」</h3> <p>60歳から65歳までの5年間保険料を納め、納付月数を多くすることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。受給資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。</p>
--	---

国民年金保険料を納付するのが難しい…

国民年金保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず「免除」や「納付猶予」を申請ください。申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。未納のままにせず、ご自分の状況に合わせた制度をぜひご活用ください。

<h3>納付猶予制度</h3> <p>50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。</p>	<h3>免除制度</h3> <p>失業や災害など経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合、全額もしくは一部の保険料が免除されます。</p>	<h3>学生納付特例制度</h3> <p>在学期間中の保険料を、社会人になってから納めることができる、学生用の納付猶与制度です。</p>
---	---	--

所得基準額を超えていても、「現在失業している証明（離職票など）」があれば承認される場合があります。納付猶予・免除期間中の保険料は、10年さかのぼって納付（追納）ができます。



受付開始
7月1日(木)

令和3年度の免除等申請受付を7月1日(木)から開始します

受付開始 7月1日(木)～
申請期間 令和3年7月分～令和4年6月分
申請場所 ・町民課 国民年金担当
・春日部年金事務所 国民年金課
持ち物 ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
・年金手帳またはマイナンバーカード
・失業中の方は「離職票」「雇用保険受給資格者証」など
・有効期限内の学生証または在学証明書（原本）（学生の方のみ）
※手続きを郵送で行いたい方はご連絡ください。申請書をお送りしますので必要書類の写しを添付して返送してください。

～集団接種を実施しています～ 新型コロナウイルスワクチン接種のご案内

問合せ 杉戸町コールセンター ☎0570 (021) 567
平日9時～17時（土・日・祝日を除く）

現在、65歳以上の方のワクチン接種を行っています。高齢者以外の方の接種につきましては、接種券の発送スケジュール等を調整中です。詳細が決定次第、町ホームページ等でお知らせします。

- ご来場にあたってのお願い
 - ・会場内の密集を避けるため、予約時間にあわせて、ご来場ください。（早めに来ていただいても、接種会場内に入ることはできません）
 - ・体温を測定し、**「予診票」をすべて記入**してからご来場ください。
 - ・医師による会場での『予診』は、主に接種当日の発熱の有無や体調について問診し、接種の可否について判断するものです。基礎疾患を有する方や、ワクチンの副反応等に不安のある方は、**事前にかかりつけ医に相談し、接種を受けるかどうか決めてから会場へお越しください。**
 - ・『予診票確認』『予診』等の混雑状況により、**予約時間どおりにご案内できない場合があります。**
- 接種当日の持ち物
 - ・接種券（接種会場での再発行はできませんので、必ずお持ちください。）
 - ・予診票
 - ・本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
 - ・とねっとカード（持っている方は、ぜひ持参してください。）

■新型コロナワクチン接種会場への送迎にタクシーを利用する場合、以下の方を対象にタクシー料金の一部を杉戸町が負担します（**実際にかかった料金を上限とします。**）。

対象者

- ・「**障害者手帳**（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）」をお持ちの方
- ・介護保険制度において**要介護認定**（要支援1・2、要介護1～5）を受けている方

町が負担する金額

1回乗車ごとに、対象者1人につき**乗車料金500円と迎車料金300円**を町が負担します。

協力タクシー会社

- ・朝日タクシー（杉戸） ☎0120 (320) 957
- ・杉戸タクシー ☎0120 (130) 173
- ・太平交通 ☎0120 (320) 578



利用方法

- ①協力タクシー会社の車両に乗車してください。
- ②乗車時に、新型コロナワクチン接種会場への送迎である旨を乗務員に伝え、**対象者であることを証明する書類（「障害者手帳」等）と「接種券」（復路の場合は「接種済証明書）」**を提示してください。
- ③下車する際に、自己負担分の金額を乗務員にお支払いください。

杉戸いきいきあっぷサポーター (介護予防サポーター)を募集します！

申込・問合せ
高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

「杉戸いきいきあっぷサポーター」とは、サポーター養成講座で認定を受け、地域で介護予防を目的とした体操教室を行っている住民ボランティアです。

現在、約30名のサポーターが地域で活動し、運動や地域の方との交流を楽しみながら活動を続けています！ご自身の健康のため、また高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活していただくために、あなたもサポーター仲間になってみませんか？



時間 13時30分～15時
場所 南公民館 研修室
対象 町内在住で介護予防に関心のある方（年齢不問）
定員 15名（申込順）
申込 7月5日(月)～担当窓口もしくは電話
その他 12回のうち、10回受講でサポーター証を発行

養成講座日程（各日木曜日・全12回コース）

8月	26日
9月	2日・9日・16日・30日
10月	7日・14日・28日
11月	4日・11日・18日
11～12月	講座の最後に現地体験を予定

